

# 主な提出書類 チェックリスト

## 共通提出物(必ずご提出いただく書類)

- 松茂町結婚新生活支援事業補助金交付申請書【様式第1号(第6条関係)】  
(裏面も必ずご記入ください)
- 婚姻後の戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書のどちらか  
【婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した市町村役場で取得できます】
- 住民票の写し(謄本)【申請する費用の場所と住んでいる場所(住民票の住所)が同じ】
- 誓約書【様式第3号(第6条関係)】
- 同意書【様式第4号(第6条関係)】
- 受講アンケート(ご夫婦それぞれご提出ください)

## 追加書類(補助の内容や条件に伴い追加で必要な書類)

### ☆ご夫婦の所得の合計が500万円未満の場合

- ご夫婦それぞれの所得証明書(最新のもの)  
【令和8年1月1日時点で居住していた(住民票を置いていた)市町村役場の税務課で取得できます】

### ☆賃貸費用の場合

- 賃貸契約書の写し
- 領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書【様式第2号(第6条関係)】  
【ご夫婦ともにお勤め先より証明書をもらってください。住宅手当の支給がない場合も必要です】

### ☆住宅購入費用の場合 ※お引渡し後の申請となります

- 売買契約書または工事請負契約書等の写し
- 領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書【様式第2号(第6条関係)】  
(ご夫婦ともにお勤め先より証明書をもらってください。住宅手当の支給がない場合も必要です)

### ☆リフォーム費用の場合 ※工事終了後の申請となります

- リフォームに係る契約書の写し
- 引き渡しが分かる書類
- 領収書等の写し

### ☆引越費用の場合 ※お引っ越し後の申請となります

- 引越費用に係る領収書等の写し

### ☆貸与型奨学金の返還をされている場合

- 返還額および返還状況が確認できる書類

### ☆夫婦の双方またはどちらかが離職している場合

- 離職証明書または離職したことが分かる書類

**その他条件により提出が必要な書類がありますので事前にチャレンジ課へご相談ください**